

健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い

社 会 保 険 部

令和6年12月2日以降から新たな健康保険証が発行されなくなりマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行し、手元の被保険者証も有効期限まで（最大1年間）の使用となります。

保険者では、令和7年7月末以降順次、従来の健康保険証の有効期限が到来することとなるため、8月より有効期限の切れた従来の健康保険証を引き続き持参される患者や、健康保険証の切り替えに伴い通知された「資格情報のお知らせ」のみ（※1）を持参される患者等が来院され、窓口にて保険資格確認を行われた際に混乱が生じた医療機関もあるかと存じます。

また、マイナ保険証では利用者証明用電子証明書を用いて資格確認等を行っているところ、電子証明書の有効期限は5年間とされており、必要な更新手続きが行われない場合、有効期限切れから3カ月経過後にはマイナ保険証として利用ができなくなります（※2）。

こうした場合、被保険者資格を有している患者が窓口にて正しく資格確認ができないことで、10割負担を求められることを避けるため、厚生労働省において令和8年3月末までの暫定的な取扱いが示されました。

患者が有効期限を迎えた従来の健康保険証からの切り替えや、マイナ保険証の電子証明書の有効期限の更新等への対応が必要な中において、このような移行期の対応としては、患者に10割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切な受診が行われるよう、券面に記載される被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求が行われることは、保険医療機関等の現場の実態を鑑みれば、暫定的対応として差し支えないとされます。

なお、これまで示されておりました機器の故障等、何らかの事情によりオンライン資格確認ができなかった場合の対応も継続されております。そのため、他の対応方法としては、マイナンバーカードとマイナポータル（医療保険の資格情報）画面のスマホ等での提示、再診等で直近の患者の資格情報を把握されている場合には口頭で資格の変更がないか確認を行う、初診等で患者情報がない場合には患者から「被保険者資格申立書」の記入をお願いするなど、適宜ご対応いただきたいと思います。これら、いずれかの方法で患者より得られた資格情報に基づいた自己負担割合を求めていただくとともに、次回以降はマイナ保険証又は資格確認証を持参していただくよう患者への働きかけにつきましても各医療機関からのご協力をお願いいたします。

（※1）「資格情報のお知らせ」のみでは受診ができない旨は、券面に記載されております。

（※2）有効期限切れから再発行の手続きが行われなかった場合、3カ月以内に資格確認書が交付されます。

○何らかの事情によりオンライン資格確認ができなかった場合の対応

1. 「マイナンバーカード」 + 「マイナポータル画面（医療保険の資格情報）」の確認
2. 「マイナンバーカード」 + 「資格情報のお知らせ」（患者が持参している場合）
3. 上記1、2の方法により資格確認ができない場合は、以下の対応でも確認が可能
 - 1) 過去に受診歴がある患者については、口頭にて資格情報が変更ないことを確認
➤変更がある場合には、患者から「被保険者資格申立書」の提出を求める
 - 2) 初診等で患者情報ない場合には、患者から「被保険者資格申立書」の提出を求める

■オンライン資格確認の義務化対象外となる医療機関でも、上記と同じ対応が可能です。